

第4回関市自治基本条例策定審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年3月28日(木)
開会 午後7時00分 閉会 午後9時4分
- 2 場 所 関市役所6階 会議室
- 3 出席委員 (◎会長、○副会長)
- | | | |
|------|-------|----------------|
| 1号委員 | 阪野 貢 | 公募委員 |
| | 後藤律而 | 公募委員 |
| | 高村明宏 | 公募委員 |
| | 亀井 専 | 公募委員 |
| | 梅田洋子 | 公募委員 |
| | 濱岸利夫 | 公募委員 |
| | 黒田 勉 | 公募委員 |
| | 薫田文悟 | 公募委員 |
| | 濱島純子 | 公募委員 |
| | 安田光昭 | 公募委員 |
| | 佐藤孝洋 | 公募委員 |
| | 杉山健二 | 公募委員 |
| | 西澤達也 | 公募委員 |
| | 澤井三男 | 公募委員 |
| | 増井紘昭 | 公募委員 |
| 2号委員 | 長屋政明 | 関市社会福祉協議会副会長 |
| | 浅野欽一郎 | 関市まちづくり協議会会長 |
| | 清水宗夫 | 関市青少年健全育成協議会会長 |
| | 高井奈津子 | 関市地域情勢の会連合会副会長 |
| | 杉山ミサ子 | 関市NPO連絡会会員 |
| 3号委員 | ◎鈴木 誠 | 愛知大学地域政策学部教授 |
| | 土屋康夫 | 元岐阜新聞論説委員 |
| | 北村隆幸 | 関市市民活動センター事務局長 |
- 4 欠席委員
- | | | |
|------|-------|------------|
| 1号委員 | 吉田宰志 | 公募委員 |
| | 野澤敬子 | 公募委員 |
| 2号委員 | ○山中一義 | 関市自治会連合会会長 |

石井和典	関市老人クラブ連合会会長
栗倉元臣	関商工会議所副会頭
北村正敏	岐阜県関刃物産業連合会会長
杉浦康弘	(社) 関青年会議所理事長

5 その他の出席	事務局	山下清司	市民協働課長
		森川哲也	市民協働課主幹
		相宮 定	市民協働課課長補佐
		中村亜由美	市民協働課係長

6 議事

(開会 午後 7 時 00 分)

1 会長あいさつ

会長

今日の会議が非常に重要な意味を持つのは市民の関わり方、役割についてご審議いただき、そして皆さんにとっては日常的には関係のない項目についても議論をいただくことになるからです。前回、前文についてのアンケートをいただいていますので、これを今日の議論を踏まえたうえで次回ぐらいに前文についてのアンケートの内容をこの委員会で扱っていくために公表したいと考えています。ですが、読ませていただくと、自治基本条例素案の前文の内容についての真摯な意見とはおよそかけ離れた主張を展開されている方が若干みえる。この委員会は、自治基本条例の素案を策定するという目的のもとに集まって、市長から委嘱状をいただいているわけですが、その委嘱状を受け取ることで業務・責務を果たしますと市長に宣言しながら逆のことをしている方がみえるのは残念だなと思いました。憲法や地方自治法の趣旨を勉強しないまま、自治基本条例案の検討作業を否定するようなことをアンケートで回答してみえるのはどうなんだろうか。正直、驚いています。

条例は不要だというのであれば委員として委嘱を受けなくてもよいのではないだろうか。賛成反対は検討の対象や考え方の点では大いにあって良いと思います。異なる意見があること、多様性を認め合うことは大切です。多様な意見を互いに披露し、認め合って、より良い条例の素案を検討し、議会の皆さんに意見を聞きましょう、市長に提出しましょう、という謙虚な姿勢ならよいのです。しかし、ただただ不要だ、という意見だけをいうために自己満足のためだけに、他人を欺

いて委員活動をするのであれば、委嘱状を返していただくしかない、はずかしいことだと思います。ですから、皆さんで議論していただいているそのご意見を公表していくにあたっては、委員会の趣旨を理解し、前文の検討にふさわしいご意見を選んで皆さんにご紹介していきたいということと思っています。よろしいでしょうか。ちょっと内容を見て、驚くようなことが書いてある、ちょっとかっこ悪いぞというような内容もあるので、委嘱を受けた人としてももう少し皆さん責任を持って議論したり、書いてほしいなと個人的に思いました。最初ちょっと失礼なことを申しましたが、そういうことで今日はこの自治基本条例の委員として検討事項について、真摯な議論をしていただきますようお願いいたします。今日は先ほど申しましたように各項目について、各グループに分かれてのご審議になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは審議に入らせていただきますので、審議会条例の規定によりまして会長さんに議長をお努めいただきますので、よろしくお願いいたします。

2 条項について（グループワーク）

会長

それでは、ただいまから第4回の審議の方に移りたいと思います。まずは、審議に入る前に事務局から審議会の進め方について皆さま方に説明させていただきます。

事務局

次第を1ページめくっていただきますと2枚目のところに項目の一覧表があります。前回まで3回までに大項目、総則の小項目3つで、目的、定義、条例の位置付けにつきましてご審議いただきました。本日は、その下に太枠で大項目 基本原則 そして市民の権利と役割ということで小項目としては基本原則と市民の権利と役割、子どもの権利、事業者の社会的責任というところについてご審議をお願いいたします。3ページ以降の資料につきましては、検討シートにつきましては、前回までのご意見を踏まえまして素案という表現をやめまして、極力分かりやすい言葉、表現にしたつもりでございますので、これはまたそれぞれのグループに分かれた段階で担当します私ども事務局の職員が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。このあとすぐグループワークに入りたいと思いますので、前回同様のグループということでAグループがこの大会議室、Bグループが6-1、

Cグループが6-4ということでございます。8時半を目安にそれぞれ小項目の4つにつきまして意見交換していただきまして、ここへ集まっていただいてAグループから順次発表していただきます。

3 全体発表、意見交換

会長

それでは、前回のようにA、B、Cの順番でグループの審議の内容、成果、そしていくつか出た課題など今のかたちで結構ですのでお話をいただきたいと思います。

委員

(Aグループ)

最初の基本原則のところですが、最初にお話があったのは、なかなか共有するとか、参画するとか一般の方がイメージしやすいような表現の仕方をしてもらった方がいいなということです。参画とか参加とかあとから出ますけど責務とか権利とかというところが、分かりづらい。ただ厳密に言うとその区別があると思いますが、一般の方が読んだり見たりするときによくわかりません、みたいなことになってしまいましたので、そういった表現の仕方は工夫をする必要があるだということが一つありました。それから、情報の共有をするという例の1ですが、これも市民の目線から見た情報の共有と言いますか、たとえば議会とか行政が情報を開示されても何か難しすぎてよくわからないとかという話だと意味がないのではないかという話もでてきました。一般的に行政や議会が情報に関しては多く持っていて、たとえば情報の開示とか求めるなどいろんなアプローチをしたときに行政に受け止めてもらえるだけの器量があるのかどうかという話も出ていました。それからもうひとつ象徴的にあったのは例の5にあります。市民が主役で市民一人ひとりが尊重されなければなりません、また議会と行政は市民の意思と責任に基づき自治を推進しなければなりませんという言葉の中の行政や議会が市民の責任に基づいて自治を進めなければならないということがよくわからない。市民の意思に基づいての方が本来なのだと思います。どうしてもこの自治基本条例に関しては、市民がもう少し前に出てきましょうとか参画しましょうというスタンスですので、このイメージとして市民が責任もって言うべきことを言って、やることもやってというようなニュアンスみたいなものが入っているといいじゃないかということが出ていました。それから市民の権利と役割というところになってきますと役割というあまり責任感がないというか、権利は主張するけどもあまり責任は取りませんよと

ということになってきますので、責務というような表現の方が市民に自覚を促せるような効果があるのではないのでしょうかという意見も出ました。

行政と議会と市民の関係の中で、ここは市民の権利と役割が出ますし、議会のところでは議会の役割と責務、また市の役割と責務というような話が出てきて、それぞれの立ち位置が規定されるのですが、当然この市民の権利と役割という表現の市町村が多いのですが、この関係性みたいな、行政と市民の関係の中でどういう役割と責務があるのかということ、たとえば議会に関しても行政に関してもその関係性の中で、市民の役割についての記載があってもいいのではないかという話がありました。次に子どもの権利に関しては、説明のところの3行目にあるように、行政は子どもがまちづくりに参加できる環境を整備しますというようなレベルで子どもをあえてピックアップしなくても市民の中に含まれるという考え方で、親の責任においてということもあると思いますし、あえてここはひとつ項目としてなくてもよいのではないのでしょうかという話がでていました。それから最後の事業者の社会的責任ということに関しては、市民と同様にというような言葉を頭につけること、一般の市民と事業所というのは同じ立ち位置でまちづくりとかに責任を果たしてもらわなければならないし、関わってもらわなければならないという意見がでました。

委員

(Bグループ)

Bグループとしては、基本原則に関しては、実は前回話し合いをしていまして、その中の議事録にもあります地域のことは地域でやる地域自治の原則ということを入れておくべきではないかということが確認されまして、プラス、情報を共有する、透明性を高めるということに関しては大切なことであるという意見が出ました。そして市民の権利と役割に関しましては、権利の部分に関しては、情報を知る権利とともに学ぶ権利が大切ですので、学ぶ権利もぜひ規定していきたいという意見が出ました。そして市民の役割ということに関しては、先ほど市民が主役という言葉も出てきておりますので、市民が主役ということであれば、例に書いてある1番、まちづくりの主体であることを認識するという役割はぜひ入れていくべきではないかという意見が出ました。そして合わせましてこのBグループでは、責務についての話が出まして、市民の責務はぜひ明記していった方がいいという意見が大半でした。というのは、権利があれば当然責任も出てくるわけで、

そういった部分もありますし、後ほど行政、議会のところには責務が書いてあるのに市民だけ責務と定義していないのはおかしいのではないかというような意見がでました。ただですね、じゃ一体どんな責務を記載していくのかということに関しては、なかなか責務になると具体的なものに関する強すぎて難しいという部分もあるので、そこは今後検討しておくべきであるという意見が出ました。子どもの権利に関しては、まちづくりに主体的に参加していく大人になっていくために子どもの頃から教育していく必要があるということがあるので、ぜひ子どもの権利という項目は入れていただきたいという意見が大半でした。そしてその中で大和市の例ですが、子どもが健やかに成長できる環境を整備する責務というような行政が環境整備をしていくべきだという部分の意見とですね、プラス、子ども自身の権利として情報を知る権利など子ども自身に関する規定もぜひ入れていった方がいいということで、説明にある2つの規定に関して2つとも入れていくべきではないかというような意見が出ました。Bグループとしては、事業者の社会的責任に関しては、話し合いまで行くことができませんでした。

委員

(Cグループ)

1番の基本原則、これは基本スタンスというかたちでとらえまして、まず市民、議会、行政というのは、対等の立場であり、お互いの立場を尊重し合うということが基本原則としてあるということにまとまりました。さらに付け加えるなら、行政に対する市民の甘えとか、そういうものがあるのではないかという意見とか、議会と行政は市民をリードしていくというリーダーシップも必要ではないかという意見も出ました。あとは、例が1、2、3、4、5というかたちで並べてあるのですが、基本的にはそれでいいということで、次に第5の市民が主役というのは、次の市民の権利と役割というところでも関わってくるという話ですので、そもそも市民とは何か、というそもそも論も出たんですけど、それは次回にそういった議論の場がもらえるということなので置いていて、2番目の中に、当然権利というのは認めながらも義務というものが必要という意見が出たんですけども、じゃ弱い立場の弱者が責任をとるとかというようなことについては、これはむしろ弱者を委縮させない配慮が必要だという意見も出ました。特に市民の権利を守るには、やはり行政とか議会とかが、市民が権利を行使できるような、義務と言いますか責務があるのではないかということでそうい

うことも加えていかなければということです。最終的には、やはり判断基準というのは、これが市民のためになるのか、いわゆる市民の満足度に関わってくるということができました。それから、市民が主役ということなのですが、主役という言葉について議論が出まして、これはある方の意見をかいつまんでメモしたのですが、あなたがそこにいることが大事なんだと、そして大切なことだと、だからこういったまちづくりに関わってください。そして一緒にこの地域を良くしていこうではありませんか、そういった能動的な参加を促すようなわかりやすい言葉で市民が主役ということを表現してみたらどうかということで、これは文面のことにもなりますので議論できたらいいと思います。それから3番目の子どもの責任、権利ですが、これについては、子どもにも未来を選択する権利がある、大人には育てていく義務があるということ、今のおかれている現状、虐待だとか、そういったところにも目を向けていかなければならない。いずれにせよ子ども達は、関市の未来を担う大切な宝なのだと、子どもの権利というのは、どのようなことを謳うかということ、できるなら関市の子どもの権利を謳う面が全国から注目を受けるようなものにしたらどうか、それもこれからの意義になっていくと思います。特に子どもに目を向けるというのは、ひとつ裏を返せば、市政とか地域とか議会に対して関心を起こすということで、できれば条例も子どもが分かるように副読本などもつくってはどうかという意見も出ました。子どもに分かりやすいものというのが、読んで一番理解しやすいと思いますので、行政としてぜひ作っていただければと、あえて事務局への注文として意見が出ました。最後の事業者の社会的責任ということですが、そもそも事業者というものは目的が企業というかたちということならば、利潤追求ということになり、それが実際まちづくりに関われるのかというのが疑問だという声がありました。企業が地域貢献といいますか社会的責任を果たせないならば淘汰されていくということなので、自ずと、むしろ巻き込んでいくかたち、注文付けてもいいでしょうという意見が出ました。

会長

A、B、Cと一通り議論の内容を紹介していただきましたけれども、皆さんから補足することがあれば、ぜひ紹介していただきたいと思います。今日のところで市民に関わることについて今日まで議論していただきましたが、子どもの権利や事業者の社会的責任については十分な論議ができていないというご意見がありましたので、ここは次の段階

でご議論いただきながら進めていけばいいと思っています。今まで皆さんからいろいろなご議論いただき、いくつかの論点が明確になってきました。先ほどCグループのところでも話があったのですが、市民にはいろいろな立場の人がいるのだけれどあなたがここにいてくれることがこれからのいいまちをつくっていくとても大きな力になるのだよということが言えたり、あるいはその言葉を受けて、自信を持って前を向けるような促しを持ち合えるような条例が大事だと今日の話聞いていて思いました。最近都市間競争だとか、地域間競争だとか、グローバル化に対応した自治体経営という言葉がやたらちまたの中にあふれていますが、最近私はちょっと違和感を覚えることが多くて、最近テレビを通して家の中にまで競争という原理が入りこんできて、われわれは一体どこに心を落ち着けて、子どもと向かい合ったり、夫婦で向かい合ったり、そしてご近所と向かい合ったり、さらには小学校に子どもを通わせる親同士で話し合ったりということができるようだと思います。24時間競争の中に置かれたら、とてもわれわれ心を落ち着かせて暮らしやすい家のこと、あるいは暮らしやすい地域のことを考えたり、行動したりすることがなかなかできないと思います。この自治基本条例というものも憲法に規定され、地方自治法に規定されるものを関市として、どのように具現化していくのか、分かりやすい言葉で具現化していくのかにつきると思います。私自身競争の激しい中で、あるいは明日、明後日の課題を追う中で仕事をしたり、生活に追われているとそのような声が聞こえてこなかったり聞き逃したりします。私は子どもをつくる前には、保育園の理事長をやっていました。その中には身体障害を持つ子どもたちもいまして、理事長はあて職でしたが8年間やりました。そういうところでも子ども達という一括りではいけないような子どもたちの声が聞こえて、大切に受け止められるような職場というのは本当に大事だと、経験から感じました。今非常にたくさんの1億2千万の国民を扱うそういった法律はとても大事なことなのですが、その中ではとても一人ひとりの声が拾えて具体的な指摘はできない。でもその精神を汲み取って各まちで誰もが過ごしやすい、そして安心して暮らしていけるまちのルールをつくるのが大事なのだと思います。そのことに違和感や反感を持つ人がいるならば、私は、それは鬼ではないかと思えてしょうがないです。やはり、私たちはこのようにものが自由に言える立場だからこそ望むのですが、ひとたび寝込んだり、病気になったりするとそのようなことを言えなかったり、あるいは発言する機会を失われたりしま

す。常に小さな声で、あるいは声を出せない、自分の考えを持っていても言葉が違うことがあって言えない、そのような人たちがともに関
市に暮らす仲間としているなら、その人たちの心や思いや言葉という
もの思いを寄せて共に暮らしていく大切なルールをつくるというこ
とが自治基本条例じゃないかと私は漠然と思っていました。私は、今
日 A グループですと話を聞かせてもらっていましたが、皆さんの真
摯な議論の中に私が思っているようなことを感じ取って、ずいぶん議
論していただいているなと感じ、感謝していました。皆さんのお話を
聞いていて、あらためてそのようなことが大事になっていくと教えて
いただきました。それでは、時間もまいりましたので、今日の会議の
ことはまとめていきたいと思いますが、次回に向けて事務局お願いし
ます。

事務局

次回の開催の予定でございますが、新年度になりまして 4 月 23 日
の火曜日、同じく 19 時から市役所でお願いいたします。次回協議い
ただく内容は、本日審議いただきました大項目の総則、基本原則、市
民の権利と役割この 3 つ、そしてアンケートでいただきました前文つ
きまして全体で協議いただければと思っています。

会長

それでは、本日第 3 回目の審議会は終了いたします。

(閉会 午後 9 時 4 分)